

議案第 6 1 号

紫波町こどもの家条例の一部を改正する条例

紫波町こどもの家条例（昭和51年紫波町条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後																																												
（設置） 第 2 条 こどもの家を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>紫波町立水分 こどもの家</td><td>紫波町吉水字中村66 番地 7</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名 称	位 置	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	紫波町立水分 こどもの家	紫波町吉水字中村66 番地 7	略	略	略	略	（設置） 第 2 条 こどもの家を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>紫波町立西の 杜こどもの家</td><td>紫波町稲藤字牡丹野 30番地</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名 称	位 置	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	紫波町立西の 杜こどもの家	紫波町稲藤字牡丹野 30番地	略	略	略	略
名 称	位 置																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
紫波町立水分 こどもの家	紫波町吉水字中村66 番地 7																																												
略	略																																												
略	略																																												
名 称	位 置																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
紫波町立西の 杜こどもの家	紫波町稲藤字牡丹野 30番地																																												
略	略																																												
略	略																																												

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

紫波町立水分こどもの家を廃止するとともに、新たに紫波町立西の杜こどもの家を設置しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。